

(公印省略)

日 健 第 2417 号  
令和 4 年 2 月 16 日

関係者各位

日出町長 本田博文

福祉用具貸与における踏み台付き手すりの取扱いについて (通知)

平素より、町介護保険事業の推進につきまして、ご理解、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

踏み台付き手すりの貸与の可否について問い合わせをいただくことから、検討を行った結果、当町の取扱いを下記の通りといたします。

記

踏み台付き手すりについて、福祉用具貸与の対象外とする。

<理由>

「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」(平成12年1月31日老企第34号)において、「福祉用具の貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う」とされている。踏み台は福祉用具貸与の種目に該当しない機能であり、踏み台の部分を含めての保険請求は原則できないため。

<備考>

既に踏み台付き手すりを貸与している場合は、次回のケアプランの見直しの時期までに、貸与品の見直しや住宅改修による段差解消工事等の対応をしてください。当該通知発出後の踏み台付き手すりの新規利用、次回ケアプラン見直し後の継続利用は原則認めません。

やむを得ない事由により、踏み台付き手すりを使用せざるを得ない場合は、事前にご相談ください。

問い合わせ先 日出町役場 健康増進課 介護保険係 電話：0977-73-3136
---